

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会 (第13回)

資料1 補足資料（検討背景等）

令和8年6月25日

国土交通省 荒川上流河川事務所

【補足①】第2期 全46取組(全62取組枝番込)の分類

- ・第2期とりまとめ結果を基に、取組項目を「進捗の良い取組」と、「進捗の芳しくない取組」に分類

分類定義

全46取組(全62取組枝番込)から、取組対象機関数が3機関以下である23取組を除き、取組状況調査総括表の集計結果において、「●:実施済み・継続実施」の回答割合が回答機関の50%以上である取組を「進捗の良い取組」、50%未満である取組を「進捗の芳しくない取組」として整理した。

進捗の良い取組(25取組)

- ・ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
: 情報伝達・ダムの整備等
取組No.: 6, 9-1, 9-2
- ・ 的確な避難行動を取るための情報提供
取組No.: 15, 16-1, 16-2
- ・ 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
: タイムライン作成・避難指示発令等見直し
取組No.: 19, 21
- ・ 浸水リスク情報の周知、避難行動支援
: ハザードマップ作成・避難訓練・避難場所の整備
取組No.: 24-1, 26, 28-1, 28-2, 29, 30, 31-1, 31-2
- ・ 防災教育や防災知識の普及・啓発
取組No.: 34, 35, 36-1, 36-2, 37
- ・ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化
: 水防団強化・地域の水防支援体制構築
取組No.: 40-1, 40-2, 40-3, 42

進捗の良い取組の特徴

1. 自治体内・機関内で完結できる取組
2. 防災に関する広報・情報周知に関する取組

進捗の芳しくない取組(14取組)

- ・ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
: 新技術の活用・広域避難に係る施設整備
取組No.: 7-1, 7-2, 11-1, 11-2
- ・ 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
: 首長の参加する訓練実施
取組No.: 20
- ・ 浸水リスク情報の周知、避難行動支援
: 広域避難計画・要配慮者支援
取組No.: 23-2, 25-1, 25-2, 27-1, 27-2
- ・ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化
: 重要水防箇所の共同点検・水防団の広報
取組No.: 39, 41
- ・ 排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施
取組No.: 45, 46

進捗の芳しくない取組の特徴

1. 他自治体との連携や住民などとの双方向的なやり取りが必要な取組
2. 計画の策定やその計画に沿った訓練の実施

【補足①】第2期 全46取組(全62取組枝番込)の分類

表 取組結果 分類リスト(1/3)

【着色凡例】

進捗がよい取組

進捗が芳しくない取組

対象外

具体的な取組の柱	
事項	
	具体的取組(県・市町調査項目)
1)ハード対策の主な取組	
■洪水を河川内で安全に流す対策	
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策
2	・橋梁部周辺対策の実施
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)
■危機管理型ハード対策	
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)
6	・情報伝達手段の改善
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備
9-2	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備
11-1	広域避難計画に必要となる避難場所の整備
11-2	広域避難計画に必要となる避難路の整備

【補足①】第2期 全46取組(全62取組枝番込)の分類

表 取組結果 分類リスト(2/3)

【着色凡例】 進捗がよい取組 進捗が芳しくない取組 対象外

2)ソフト対策の主な取組	
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組	
■的確な避難行動を取るための情報提供	
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実
17	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	
18	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定
19	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成
20	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
21	・避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援	
22-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表
22-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成
23-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施
23-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定
24-1	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用
24-2	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)
25-1	・広域避難計画の策定
25-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結
26	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有
27-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成
27-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援
28-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用
28-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供
29	・応急的な退避場所の確保

【補足①】第2期 全46取組(全62取組枝番込)の分類

表 取組結果 分類リスト(3/3)

【着色凡例】

進捗がよい取組

進捗が芳しくない取組

対象外

30	・避難訓練への地域住民の参加促進
31-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施
31-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有
32-1	・地区防災計画の作成
32-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援
33	・地域防災力の向上のための人材育成
■防災教育や防災知識の普及・啓発	
34	・水防災に関する説明会の開催
35	・教員を対象とした講習会の実施
36-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有
36-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有
37	・出前講座等を活用した講習会の実施
38	・防災施設の機能に関する情報提供の充実
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組	
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	
39	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検
40-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)
40-2	・水防団強化を目的とした、水防団間での連携・協力に関する検討
40-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善
41	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討
42	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立	
43-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討
43-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用
44	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組	
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施	
45	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定
46	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施

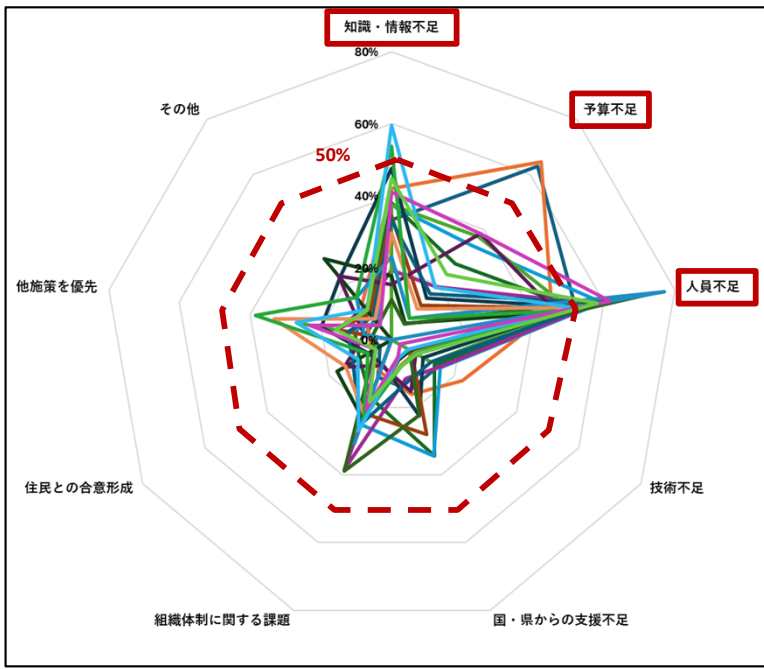
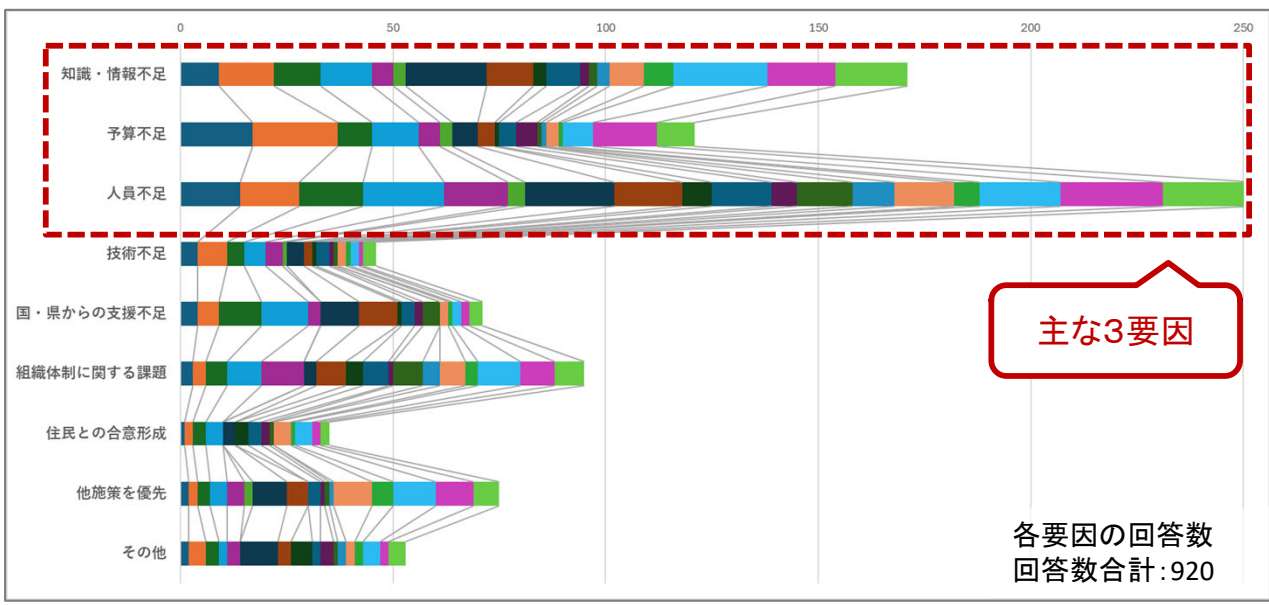
【補足②】第2期 アンケート結果(減災に係る取組(第2期)の課題感)

■減災に係る取組(第2期)の課題感

※複数回答可

重点取組候補(案)18項目に対し、「○:実施中」「△:実施予定」「×:実施なし」と回答している機関様へ、取組が進まない要因についてアンケートを行った

凡例	取組No.7-1	取組No.7-2	取組No.11-1	取組No.11-2	取組No.20	取組No.23-2
	取組No.25-1	取組No.25-2	取組No.27-1	取組No.27-2	取組No.29	取組No.35
	取組No.36-2	取組No.39	取組No.40-3	取組No.41	取組No.45	取組No.46



いずれの結果からも取組が進まない主要因は、

1. 人員不足
2. 知識・情報不足
3. 予算不足

各要因の回答数を
回答者数で除した値

18取組中16取組において、回答者数の半数以上が、主要因のいずれかに集中している。

【補足②】第2期 アンケート結果(減災に係る取組(第2期)を実施したことによるメリット)

■取り組んだことによるメリット

重点取組候補(案)18項目に対し、「●:実施済み・継続実施」と回答している機関様へ、取組を行ったことによるメリット・効果についてアンケートを行った

※以下、代表的な意見を抜粋

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 取組No.: 7-1, 7-2, 11-1, 11-2

No.7-1: 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備

- ・ **運搬が容易**なため、**内水氾濫の対応などに効果的**。(松伏町)
- ・ **排水ポンプ**を配備し、災害時の対応が可能となっている。(宮代町)
- ・ **ワンコイン浸水センサ**を導入したことで、**リアルタイムにセンサ設置個所の浸水状況を把握することができる**(蕨市)
- ・ **冠水箇所の早期復旧**に役立っている(杉戸町)



- ・ 内水氾濫含め災害時の対応に効果がある
- ・ 災害時の早期復旧に役立つ
- ・ リアルタイムの浸水状況が把握できる

No.7-2: 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検

- ・ 資機材の適切な運用・点検により、**機能の維持を図るとともに、関係機関の連携向上に寄与**している。(東松山市)
- ・ 点検に並行して**職員に対する操作訓練**を行うことで、有事の対応に備えることができる。(松伏町)
- ・ 可搬排水ポンプの点検は毎年実施しており、**水害時に「動かなかった」といったトラブルを防ぐことができる**。(川越市)
- ・ 点検を実施することで、高感度カメラの**不具合の発見につながった**(埼玉県)



- ・ 資機材の機能維持(トラブル回避)
- ・ 自治体職員の能力向上
- ・ 関係機関の連携向上

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

取組No.: 7-1, 7-2, 11-1, 11-2

No.11-1: 広域避難計画に必要となる避難場所の整備

- あらかじめ避難先を決めておくことで、**実災害時に混乱を防ぐことができる**。避難先の避難所運営委員会とあらかじめ打ち合わせ、**顔合わせができる**。(さいたま市)
- 洪水による水害時に、浸水想定の高い地域の住民が川を跨がずに、比較的近隣で**浸水想定のない避難場所への避難を選択肢として提供することができた**。(熊谷市)
- 指定避難所の整備により、**発災時の市民の避難行動及び滞在時の利便性が向上**した。また、指定避難所は市外からの避難者についても受け入れられるため、**広域避難の一助**となっている。(白岡市)



- 避難先を指定、提供することで災害時の混乱を防ぐ・ 避難行動や避難先の利便性向上
ことができる

No.11-2: 広域避難計画に必要となる避難路の整備

- 合同訓練等で周知することにより、**多くに市民の方に理解してもらえた**。(春日部市)
- **避難者の受け入れを円滑に進める**ことができる。(桶川市)



- 多くの市民が避難路を理解できる
- 避難者の受け入れが円滑になる

避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

取組No.: 20

No.20: タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練

- **実際の災害時の動きの確認ができる**。(埼玉県)
- 関係機関との情報共有について、**全体的な流れなど適切な対応がとれる**と感じている。(利根導水総合管理所)
- 市長をはじめ、災害対策本部員との認識共有、**関係機関との連携強化**が図られた。(行田市)
- 実践的な訓練を行うことで、**関係機関との連携等の向上**が図れる。(ふじみ野市)



- 災害時の実際の流れや動きが確認できる
- 関係機関との連携強化

浸水リスク情報の周知、避難行動支援

取組No.: 23-2, 25-1, 25-2, 27-1, 27-2, 29

No.23-2: 浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定

- ・ 日頃からの備えへの意識、危険箇所の把握等につながった。(鶴ヶ島市)



- ・ 日ごろからの防災意識向上
- ・ 危険箇所の把握ができる

No.25-1: 広域避難計画の策定

- ・ 町内に避難施設が不足している場合に避難場所を確保できること。(毛呂山町)
- ・ 他市町村の住民が避難する可能性があることを認識できた(上尾市)
- ・ 近隣市との協力(朝霞市)
- ・ 荒川氾濫に対しての社内での実施事項の洗い出しができた(東京地下鉄株式会社)



- ・ 近隣市との関係把握ができる
- ・ 水害に対する行動の洗い出しができる
- ・ 避難場所の確保ができる

No.25-2: 広域避難計画の市町村間の協定締結

- ・ 避難者数の増大に対応できる。(毛呂山町)
- ・ 市町村間の平時からの関係づくりに繋がった(上尾市)
- ・ 地域全体の災害対応能力の向上、住民の避難行動能力の向上、災害時における地域住民同士の助け合いの促進が期待できる。(北本市)



- ・ 他自治体や近隣の住民との関係構築ができる
- ・ 避難者の増大に対応できる
- ・ 住民を含む地域全体の災害対応力向上

浸水リスク情報の周知、避難行動支援

取組No.: 23-2, 25-1, 25-2, 27-1, 27-2, 29

No.27-1: 要配慮者利用施設の避難計画の作成

- 各要配慮者利用施設の**施設状況及び避難所等の把握が容易**となった。(深谷市)
- 避難指示を待つだけでなく、**施設ごとに個別の判断で迅速に避難行動をとることの促進**(和光市)
- 施設が避難確保計画を策定したことにより、**施設管理者の意識が高まっている**と感じる(定例で実施している市主催の情報伝達訓練の参加率: 約7割)(新座市)



- 施設ごとに主体的に行動できるようになる
- 施設管理者の防災意識向上
- 要配慮者施設の状況や避難所の情報を把握することができる

No.27-2: 要配慮者利用施設の避難訓練の支援

- 多くの施設に周知することにより、**毎年全施設から避難計画を提出していただいている**。(春日部市)
- 合同訓練を実施した施設とは、**避難所の利用や避難経路の確認を行うことができ、情報の共有が図られた**。(熊谷市)
- 各施設からの質問事項等に回答することにより、訓練の積極的な実施につながっている**。(白岡市)



- 要配慮者施設の避難計画策定を促進できる
- 避難経路等の情報を共有できる
- 積極的な訓練の実施につながる

No.29: 応急的な退避場所の確保

- 民間企業等の駐車場を避難場所とし、応急的な避難場所を確保することで、**住民の迅速かつ安全な避難に寄与**している。(東松山市)
- 災害発生直後の**混乱した状況において、身の安全を確保するための行動が明確になる**。また火災や建物の倒壊など、**差し迫った危険から一時的に逃れることで、命を守ることに繋がる**。(八潮市)
- 緊急時の**垂直避難の確保**(志木市)
- 緊急時の**即応性が上昇**した(寄居町)
- 地域住民が近くの避難所に安全に避難することができ、**避難者が分散するため、混雑緩和に繋がる**。(川越市)
- 人の密集を避け、**感染症対策**にもなった。(三芳町)



- 災害時の住民の混乱や混雑を軽減できる
- 安全で迅速な避難につながる
- 垂直避難が可能になる

防災教育や防災知識の普及・啓発

取組No.: 35,36-2

No.35: 教員を対象とした講習会の実施

- ・ 教職員自身の防災意識の向上(三郷市)
- ・ 教員の普及啓発につながり、防災意識の向上になる(坂戸市)
- ・ 学校での講習会を実施することにより、毎年依頼がくるようになった。(春日部市)
- ・ 拠点避難所となる学校施設管理者の啓発につながった(加須市)
- ・ 教員を対象とした講習会は、防災教育等で児童・生徒に還元されることが期待でき、効果的に普及啓発を推進できるメリットがある。教育機関等の依頼を受け講習会を実施する形としており、教育現場のニーズに沿った講演を行うことが出来ている。(熊谷地方気象台)
- ・ 指定避難所となっている小・中学校の教員が防災について知ること、防災訓練や実際の災害時の児童、生徒の安全につながると考えられる。(白岡市)
- ・ 教育関係部署との連携強化。(桶川市)
- ・ 気象予報の見方や通学時間帯の災害発生時の対応等を実施(吉川市)
- ・ 各学校単位でパンフレット等を配付し、防災知識の向上が図れている。(伊奈町)



- ・ 指定避難所となる学校の職員に対し、防災意識向上が期待できる
- ・ 児童生徒の防災意識、安全性の向上
- ・ 教育関係機関との連携強化

No.36-2: 中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有

- ・ 防災教育の振り返りを家庭でもらうことで、親世代の防災意識の向上に繋がった(川島町)
- ・ カードゲーム形式での訓練を実施したことにより、楽しみながら防災への意識付けができた。(蕨市)
- ・ 防災士の資格を持つ防災アドバイザーを派遣することで、防災知識の習得に役立っている。(さいたま市)
- ・ 防災意識・知識の向上と、学校が避難所になった場合にマンホールトイレの組み立て等に協力できる。(川口市)
- ・ 親子での参加につながり、防災士資格取得者の若齢化が図られた。(行田市)
- ・ 災害時に自分の身を守る行動がとれるようになると共に、地域住民と協力して避難するなど助け合う姿勢が身に付き、共助に繋がる。(川越市)
- ・ 防災意識を高めることができた。(富士見市)
- ・ 若い世代への啓発(鴻巣市)



- ・ 中学生とその親世代、双方の防災意識向上
- ・ 災害時の自助に加え共助の促進が期待できる
- ・ 中学生の防災知識、能力向上(防災士取得等)

より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 取組No.: 39,40-3,41

No.39: 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検

- ・ 水防活動の重要性や現状に対する認識を共有できる。(戸田市)
- ・ 災害時に円滑な対応を行うため、地域のリスクが高い場所等について関係機関等と共通認識を持つことができた。(鳩山町)
- ・ 職員の防災意識の向上や、現場を見ることで災害時の危険度などが想像しやすくなる。(坂戸市)
- ・ 危険箇所についての共通認識を持つことができ、連携の強化につながった。(羽生市)
- ・ 地域住民との協力体制を確認する場となっている。(富士見市)



- ・ 危険箇所についての共通認識(場所、危険度等)を持つことができる
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 水防活動の重要性を伝えることができる

No.40-3: 水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善

- ・ 訓練にて水防工法(土のうつみなど)を実際に演習することで、技術が向上し緊急時に適切な工法を迅速に実施できるようになる。(草加市)
- ・ 実践的な力を養うことができる。(草加市)
- ・ 年に1度の合同訓練に向けて日々コミュニケーションをとるようになった。(春日部市)
- ・ 水防団の技術向上に繋がった。(毛呂山町)
- ・ 荒川左岸予防組合における水防演習を川口市、蕨市、戸田市と合同で訓練を実施している。令和7年度は川口市において、6月に実施した。なお、毎年、三市で主催地を輪番制にし、演習を実施しているため、訓練内容が異なり緊張感が持てる訓練を実施することができる。(川口市)
- ・ 水防団や自治体職員が水防工法の確認ができ、非常時の初期対応の効率化につながった。(越生町)



- ・ 実動訓練による関係者の技術力向上
- ・ 災害時の初期対応効率化
- ・ 関係機関のコミュニケーションの活発化

No.41: 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討

- ・ 志木市建設業防災協力会の可搬式ポンプの操作等による活動が不可欠なものとなっている。(志木市)
- ・ 令和7年度、地域の水防協力員の新任者2名(加須市)



- ・ 可搬式ポンプの操作の重要性向上
- ・ 水防協力団員の増加

排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施

取組No.: 45,46

No.45: 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定

- ・ 随時監視することにより、**機械の異常を早急に把握することができるようになった。**(春日部市)
- ・ **計画策定により初動対応が早くなった。**(幸手市)
- ・ **全国的な支援が可能で、有意義**だと思う。(利根導水総合管理所)



- ・ 排水施設の異常を早急に把握できる
- ・ 災害時の初期対応が早くなる

No.46: 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施

- ・ **月1回の排水施設の点検をかねた操作研修を実施し、適切に排水ができた。**(越谷市)
- ・ 操作訓練を行うことで、**職員の災害対応力が向上。**(松伏町)
- ・ 訓練を実施したことにより、**初動対応が早くなった。**(幸手市)
- ・ マニュアルを作成し、**マニュアルに基づき訓練を実施**している。(春日部市)
- ・ **効果的な訓練が実施**できている。(利根導水総合管理所)



- ・ 点検を兼ね訓練を行うことができる
- ・ 自治体職員の災害対応力向上
- ・ 関係者の排水操作能力向上

■ ③取組項目（案）[新No.9]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案：鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策（取組機関：鉄道事業者）
- 背景
 - 国土強靱化中期計画：施策番号77「鉄道施設の浸水対策」、施策番号78「鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策」を踏まえ追加

● 国土強靱化中期計画（2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

施策群 施策番号		内容（施策名）	目標	担当府省庁
II-i	77	鉄道施設の浸水対策	既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等（約1,000か所）の浸水防止対策の完了率 38%【R5】→74%【R12】→100%【R24】	国土交通省
II-i	78	鉄道河川橋梁 ^{りょう} の流失、傾斜対策	既往最大規模の降雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁 ^{りょう} （約380橋梁 ^{りょう} ）の流失・傾斜対策の完了率 35%【R5】→80%【R12】→100%【R16】	国土交通省

第1次国土強靱化実施中期計画（R7.6.6）/https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf

■ ③取組項目（案）[新No.9]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案：鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策（取組機関：鉄道事業者）

46

【国土交通省】鉄道施設の浸水対策

国土強靱化

対応課題：(2)経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要：止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。電気設備等の移設や止水板、防水扉等の設置により、電気設備等の浸水被害を防止する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標： 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策を完了し、鉄道の耐災害性を確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等（約1,000か所）の浸水防止対策の完了率	38% (R5)	74% (R12)	100% (R24)

◆実施主体：

・鉄軌道事業者

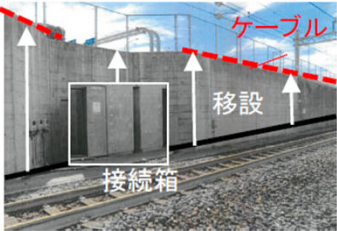
対策実施例



トンネル坑口・トンネル内における浸水対策



地下駅出入口における浸水対策



電気設備の移設による浸水対策

■ ③取組項目（案）[新No.9]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案：鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策（取組機関：鉄道事業者）

47

【国土交通省】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題：(2)経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要：橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋梁の架替えにより、豪雨による橋梁の流失・傾斜を防止する。異常検知システムの導入により、橋梁に傾斜等が発生した場合の列車の進入を防止する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標： 既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策を完了し、鉄道の耐災害性を確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
既往最大規模の降雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁（約380橋梁）の流失・傾斜対策の完了率	35% (R5)	80% (R12)	100% (R16)

◆実施主体：
・鉄軌道事業者

対策実施例

河川に架かる鉄道橋梁（イメージ図）

石やブロックを設置し河床を補強

洗掘防止工による対策

異常検知システムの導入

① 橋脚の傾斜等の異常を検知

② 橋梁手前の信号で列車を停止

■ ③取組項目（案）[新No.26]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案：受援計画の作成（取組機関：関東地整・県・市町）
- 背景
 - 国土強靱化中期計画:施策番号278「地方公共団体における災害時受援体制の構築」を踏まえ追加

●国土強靱化中期計画

（５）地域における防災力の一層の強化

施策群 施策番号		内容（施策名）	目標	担当府省庁
V-i	278	地方公共団体における災害時受援体制の構築	地方公共団体の受援計画の策定率（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域） 82%【R6】 → 100%【R13】 地方公共団体の受援計画の策定率（南海トラフ地震防災対策推進地域） 80%【R6】 → 100%【R15】 地方公共団体の受援計画の策定率（首都直下地震防災対策推進地域） 80%【R6】 → 100%【R15】	内閣府

第1次国土強靱化実施中期計画(R7.6.6)/https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoudjinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf

●平成24年6月
災害対策基本法の改正

（都道府県地域防災計画）
第四十条
新規追加 地域防災計画への応援受援へ配慮旨規定
3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

（市町村地域防災計画）
第四十二条
4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

■ ③取組項目（案）[新No.26]

C) 関連計画からの追加

・ 新規追加項目案：受援計画の作成（取組機関：関東地整・県・市町）

● 埼玉県広域受援計画（R7.4修正）



● 国土交通省防災業務計画（R7.7）

第5編 風水害対策編 第4 応急復旧体制等の整備

○ 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

3 計画の基本的事項 埼玉県広域受援計画（R7.4修正）p2

- この計画は、埼玉県地域防災計画に規定する地震や風水害等の自然災害、大規模事故等の人為的災害に適用するほか、国民保護事案等に準用する。
- この計画は、被害規模が甚大で県単独での対応が困難である場合に適用する。
- この計画は、発災から概ね1か月程度の初動期、応急対策期及び応急復旧期に適用する。
- 計画については、訓練での検証や先進自治体の事例のほか、被災自治体での応援で得た経験知等を踏まえて、不断の見直しを行うものとする。

■ ③取組項目（案）[新No.29]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案: 個別避難計画の作成（取組機関: 市町）
- 背景
 - 国土強靱化中期計画: 施策番号32「個別避難計画作成」を踏まえ追加

● 国土強靱化中期計画

（１）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

施策群 施策番号		内容（施策名）	目標	担当府省庁
I - ii	32	個別避難計画作成	地方公共団体における「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等の認知率 0 %【R3】 → 100%【R12】	内閣府

第1次国土強靱化実施中期計画（R7.6.6）/ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf

● 令和3年5月
災害対策基本法の改正

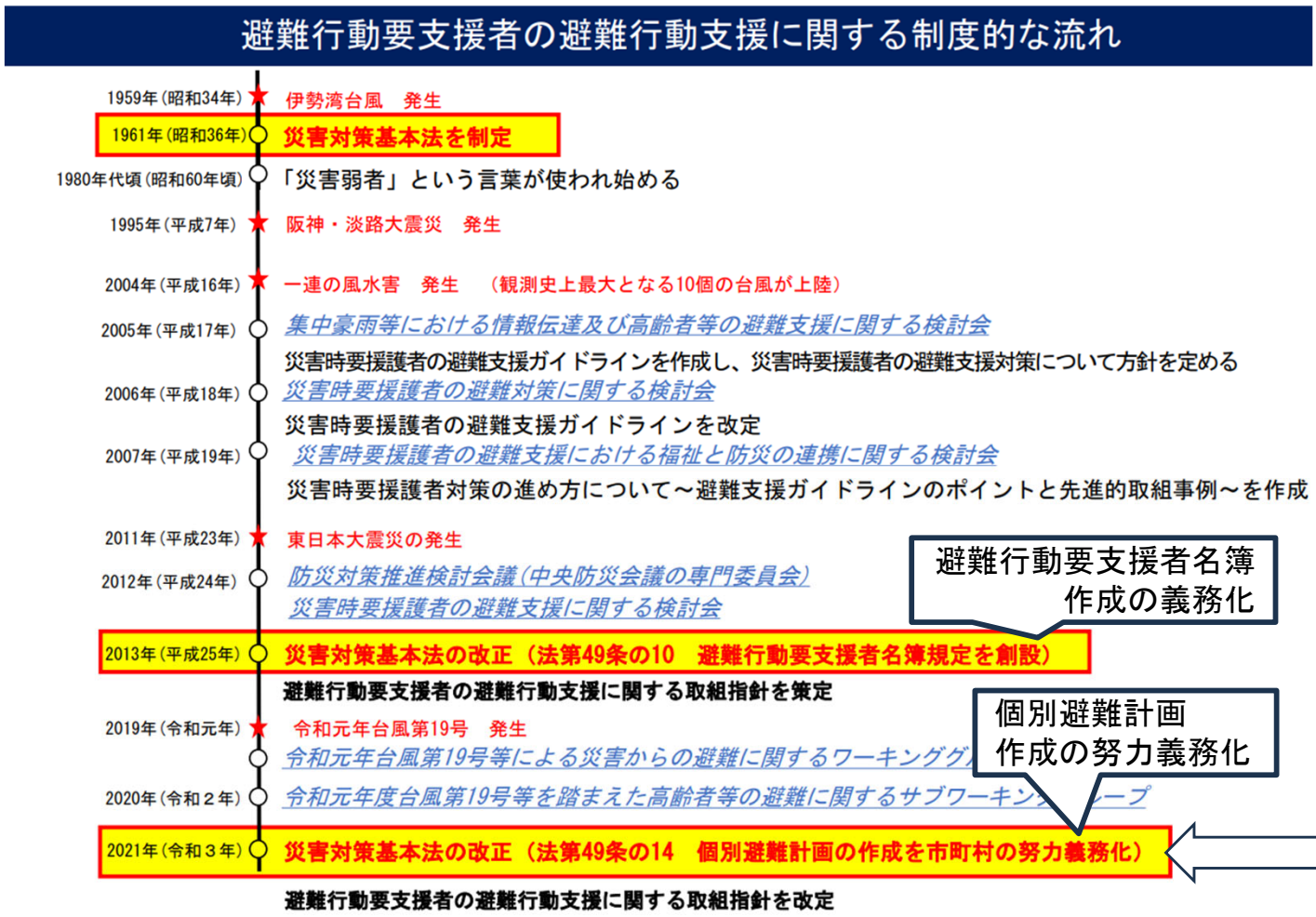
（個別避難計画の作成） 新規追加
第四十九条の十四
市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない
（以下略）

■ ③取組項目（案）[新No.29]

- 新規追加項目案：個別避難計画の作成（取組機関：市町）

C) 関連計画からの追加

【避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ】



【災害対策基本法等の一部を改正する法律の改正内容（一部抜粋）】

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

＜課題＞
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

＜対応＞

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）施行日：令和3年5月20日
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/r3_01_gaiyou.pdf

■ ③取組項目（案）[新No.29]

C) 関連計画からの追加

〈避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針〉



避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針/
令和7年6月更新

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ/
令和6年11月14日追補

- 中央防災会議、防災対策実行会議の下での「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」からの提言が令和2年3月にとりまとめられ、本提言を踏まえ引き続き制度的な論点を議論した「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」からの提言が令和2年12月にとりまとめられた
- サブワーキンググループからの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正（「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、内閣府より、市町村が事務を行う際の参考となるよう、これまでの「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定・公表された

■ ③取組項目（案）[新No.32]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案:新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用
(取組機関:関東地整・機構・気象庁・県・市町・鉄道事業者)
- 背景
 - 国土強靱化中期計画:施策番号187「デジタル・防災技術の活用」、201「新総合防災情報システム(SOBO-WEB)等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用」を踏まえ追加

●国土強靱化中期計画

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

第1次国土強靱化実施中期計画
(R7.6.6)
[/https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf)

施策群 施策番号		内容（施策名）	目標	担当府省庁
III-i	187	デジタル・防災技術の活用	全国 47 都道府県における新総合防災情報システム (SOBO-WEB) 等を活用した訓練実施率 0 %【R6】 → 100%【R12】	内閣府
III-ii	201	新総合防災情報システム(SOBO-WEB)等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用	地方公共団体等 (1, 917 団体・機関) における新総合防災情報システム (SOBO-WEB) の利用率 0 %【R5】 → 100%【R12】 地方公共団体 (1, 788 団体) における新物資システム (B-PLo) の操作訓練参加率 0 %【R6】 → 100%【R12】	内閣府

●令和7年7月
防災基本計画の改正

第2編 各災害に共通する対策/
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 新規追加
○国〔内閣府〕は、災害時に新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)等に情報が集約されるよう、これらのシステムについて周知するものとする。また、国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする 他

■ ③取組項目（案）[新No.32]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案：新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用
(取組機関：関東地整・機構・気象庁・県・市町・鉄道事業者)

83

【内閣府】新総合防災情報システム(SOBO-WEB)等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題：(3)デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

概要：大規模災害発生時における防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有を確保するため、総合防災情報システムの都道府県及び他機関システムとの連携強化を図る「防災デジタルプラットフォーム」を構築する。

現場での改善要望等を踏まえ、より直感的かつ効率的に扱えるようにするための機能強化やユーザビリティの向上を実現した「新物資システム(B-PLo)」の運用を開始する。また、関係省庁や各都道府県、市区町村等を参加対象として、同システムを用いた災害対応訓練を実施する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

- 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用者である省庁、自治体、指定公共機関の1917機関全てが本システムを利用することにより、災害対応機関間の情報共有を円滑化し、迅速な災害対応を可能とする。
- 新物資システム(B-PLo)の情報及び習熟訓練の充実を図ることにより、迅速かつ円滑な被災者のニーズに合わせた物資支援を可能とする。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
地方公共団体等(1,917団体・機関)における新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用率	0% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
地方公共団体(1,788団体)における新物資システム(B-PLo)の操作訓練参加率	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)

◆実施主体：

・国/都道府県/市区町村/指定公共機関/民間企業 等

The diagram illustrates the integration of the SOBO-WEB and B-PLo systems. At the top, SOBO-WEB is shown as a central hub connecting to the National Government, Local Public Entities, and Designated Public Organizations. Below this, a detailed flowchart shows the system's architecture, including data exchange between various entities and the use of mobile devices for information collection and distribution. The B-PLo system is shown at the bottom, focusing on disaster relief logistics, with components like location mapping, chat functions, and mobile device integration for resource management and distribution.

■ ③取組項目（案）[新No.32]

C) 関連計画からの追加

- 新規追加項目案：新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用
(取組機関：関東地整・機構・気象庁・県・市町・鉄道事業者)

●埼玉県議会/令和7年2月定例会での
埼玉県における新総合防災情報システムの利用に関する質問・答弁

県の防災対策について-新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用について-

Q 蒲生徳明 議員（公明）

令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、防災、健康、医療、介護、教育などをプラットフォームの整備に重点的に取り組む分野と位置付け、令和7年度までの実施を目標としました。そして、内閣府防災担当は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共有のシステムに集約し、共有できる共通基盤「防災デジタルプラットフォーム」を令和7年12月までに構築完了するとしています。

令和5年度の事業では、災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報をEEI（災害対応基本共有情報）として定め、防災デジタルプラットフォームの中核となる新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を構築しました。

令和6年4月より運用が開始されたSOBO-WEBは、災害発生時、災害対応の機関が被災状況の全体像を早期に把握できるよう支援することを目的に、これまで国の機関しか利用できなかった旧システムの扱うデータ量を大量に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。現在、省庁、地方自治体等の約1,900の機関が利用し、新システムへの集約、整備が求められています。

そこで、本県としてこのSOBO-WEBの情報をどのように県内機関が利用し、このシステムを利用することで災害対応にどのような効果があるのか、現在の埼玉県の本システムの利用状況を踏まえ、知事の御答弁を求めます。

A 大野元裕 知事

新総合防災情報システム、SOBO-WEBは、国と都道府県や市町村などの防災システムと連携し、災害時に様々な機関で収集された情報を共有・地図化することにより、被害の全体像を把握し、迅速かつ確に災害対応を可能とするシステムです。

本県では被害情報や避難所情報を一元管理するために「災害オペレーション支援システム」を運用しており、現在、県、市町村、消防本部など244機関が利用しております。

SOBO-WEBと本県のシステムを連携することで、国や他の機関が保有するライフライン情報や道路通行規制情報、被害情報などを県が保有する情報に重ねて表示可能となり、広域的な情報を一元的に把握できるものとなります。

国では令和7年12月までに各都道府県の防災システムをSOBO-WEBに連携することを求めています。本県の場合、令和6年度末に連携が完了する見込みであります。

連携後は、DMAT参集拠点など一部の情報が活用できるようになりますが、多くのデータは、公開範囲や連携方法を調整中で、公開の時期が現時点では未定であります。

そこで、令和6年12月の九都県市首脳会議において、国に対して早期のデータ整備や財政支援等を要望したところであります。SOBO-WEBと災害オペレーション支援システムの連携を進め、早期に被害状況を把握し、初動対応に生かすことで、災害に強い埼玉を構築してまいります。

■ ③取組項目（案）[新No.25]

E) 取組項目の記載の見直し

- 既存項目：広域避難計画の策定、市町間の協定締結
(取組機関：関東地整・県・市町・鉄道事業者)
- 項目項目及び取組の内容詳細として、下記を追加
 - 鉄道事業者については、適正に運転規制(速度規制、運転抑止)などを実施し、異常気象発生時における乗客の安全を確保するための体制を構築する
- 背景
 - 鉄道事業者の広域避難計画への取組の内容が不明確
 - 国土強靱化中期計画:施策番号83「鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制に関する鉄道事業者への指導」を踏まえ、鉄道事業者の実施事項として追加

● 国土強靱化中期計画

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

施策群 施策番号		内容（施策名）	目標	担当府省庁
II-i	83	鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制に関する鉄道事業者への指導	適正に運転規制（速度規制、運転抑止）などが実施されるよう指導し、異常気象発生時における乗客の安全を確保する。	国土交通省

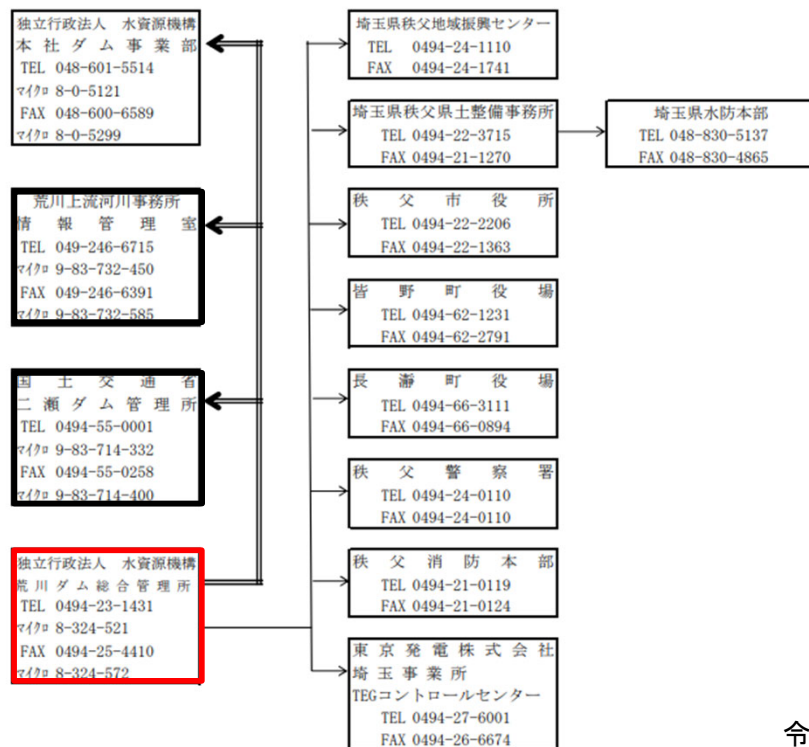
■ ③取組項目（案）[新No.48]

F) 取組機関の見直し

- 既存項目：ダム放流情報を活用した避難体系の確立
(取組機関：関東地整・機構)

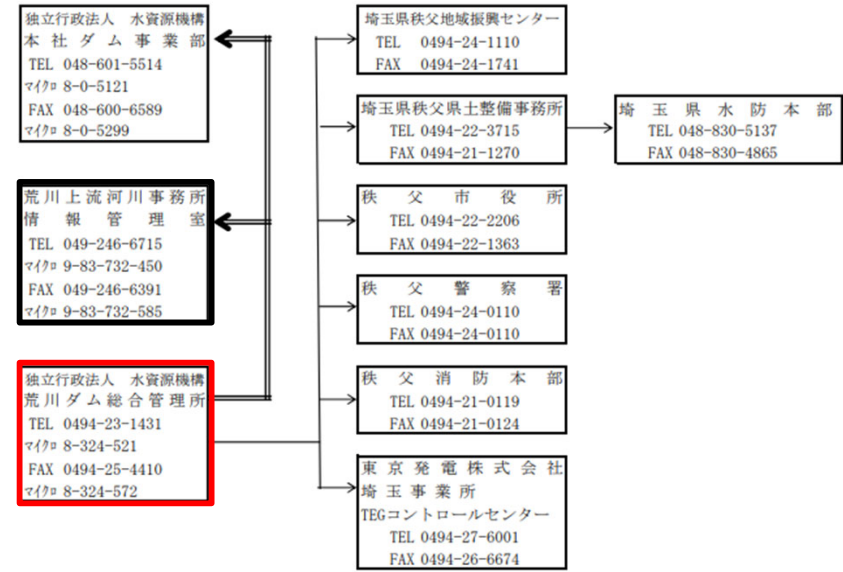
- 取組機関として機構を追加
〈令和7年度埼玉県水防計画〉

(9) 滝沢ダム放流等連絡系統一覧表



凡 例
—— 専用電話

(7) 浦山ダム放流等連絡系統一覧表



凡 例
—— 専用電話

令和7年度埼玉県水防計画/資料編/資料11-2_ダム連絡系統一覧表
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/4580/shiryou.pdf>

■ 2期から3期に移行する間の社会情勢変化（法改正等）

I 期

R3.5 災害対策基本法改正（法第49条の14 個別避難計画の作成を市町村の努力義務化）

R4.6 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定

⇒「防災」などをプラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置付け、令和7年度までに実装することが目標とされた

R5.11 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

⇒都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化

R6.6 防災基本計画の修正

⇒総合防災情報システム(SOBO-WEB)が追記

R7.6 第1次国土強靱化実施中期計画

背景

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)

○5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)

○状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

基本的な考え方

○災害外力・耐力の変化への対応 ○人口減少等の社会状況の変化への対応 ○事業実施環境の変化への対応

計画期間 : 令和8年度から令和12年度までの5年間

計画期間内に実施すべき施策(全326施策)、推進が特に必要となる施策(全114施策)

I. 防災インフラの整備・管理 II. ライフラインの強靱化 III. デジタル等新技術の活用 IV. 官民連携強化 V. 地域防災力の強化

R7.6 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針改定

⇒市町村が避難行動要支援者の避難行動支援に関する事務を行う際の参考

R7.12(公布) 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

⇒洪水等に係る情報提供体制の強化

II 期